

## 第 33 回延岡市農業委員会会議録

(令和 2 年 2 月 28 日)

1. 開催日時 令和2年2月28日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11	吉本尚人	12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 なし
5. 農地利用最適化推進委員 出席なし

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 238 号 農地法第3条 賃借権の設定について  
議案第 239 号 農地法第3条 所有権の移転について  
議案第 240 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
議案第 241 号 農地法第5条の許可申請について  
議案第 242 号 非農地証明願いについて  
議案第 243 号 農地あっせん委員の指名について  
議案第 244 号 農地利用最適化推進委員の辞任について

- 報告第 122 号 農地法第4条の届出について  
報告第 123 号 農地法第5条の届出について  
報告第 124 号 農地法第18条第6項の通知について  
報告第 125 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 41 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
協議第 42 号 農用地利用配分計画 (案) について

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠生 修	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主任主事	永友 孝生				

## 8. 会議の進行についての説明

第33回定例農業委員会総会については、議決権のある農業委員と事務局職員のみの参加で執り行った。

開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の対策として、飛沫飛散防止及び時間短縮を図るため、会議の進行や現地調査結果の報告等の審議の発言を事務局で行った (一部、農業委員が発言を行った案件あり)。

また、会議を2回に分けて行い、疑義等の意見の聴取及び審議の承認等については書面決議とした。

## 7. 会議の概要

(発言者)	
事務局	【 議 案 】
	議案第238号 農地法第3条賃借権の設定について
	[整理番号1番]
	農地の所在は、北川町長井の田2筆6,604㎡で、貸し人は北浦町在住の方、借り人は北川町在住の方です。令和2年2月24日に安藤委員、黒田五司推進委員、借り人の3名で現地調査を実施しました。申請理由は経営規模拡大、借り人は1人で農畜産業をしており、今後、当農地で米を作りたいとのことです。
	整理番号1番の農地法第3条第2項各号の判断結果については以下の通りです。
	調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは、事前に事務局の方で調査済みで問題ないと判断しています。
	調査書の農地法第3条第2項第7号は、農業委員による現地調査により地域との調和要件など問題ないとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
	議案第239号 農地法第3条所有権の移転について
	[整理番号1番]
	農地の所在は、差木野町の田3筆70.84㎡で、譲渡人は鹿小路在住の方、譲受人は差木野町在住の方です。2月22日に原田委員、久富推進委員、譲受人の3名で現地調査を実施しました。隣接している農地を所有しているため、経営規模拡大のため今回の申請を行ったとのこと。譲受人は長男夫婦と3人で農業の他に養殖業をしており、今後、当農地で果樹を育てたいとのことです。
	整理番号1番の農地法第3条第2項各号の判断結果については以下の通りです。
	調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは、事前に事務局の方で調査済みで問題ないと判断しています。
	調査書の農地法第3条第2項第7号は、農業委員による現地調査により地域との調和要件など問題ないとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
	[整理番号2番]
	農地の所在は、祝子町の田2筆455㎡で、譲渡人は祝子町在住の方、譲受人も祝子町在住の方です。2月23日、松田委員、松田純二推進委員、譲受人の3名で現地調査を実施しました。譲渡人には農業の後継者がいないため、譲受人に規模拡大の意向があり今回の申請になったとのこと。申請理由は経営規模拡大です。譲受人は1人で農業をしており、今後、当農地で米を作りたいとのことです。
	整理番号2番の農地法第3条第2項各号の判断結果については以下の通りです。
	調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは、事前に事務局の方で調査済みで問題ないと判断しています。
	調査書の農地法第3条第2項第7号は、農業委員による現地調査により地域との調和要件など問題ないとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第240号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・中間管理機構）

[整理番号1～13番]

農地の貸人、農地の所在等は議案書のとおりで借受人はすべて、宮崎県農業振興公社となっています。

この申請は、申請農地を公社が中間管理権を取得し、その後、借受希望者にこの農地を貸し付けるもので、13名の貸人から田18筆の19,910㎡について10年間の使用貸借権及び賃借権の申請となっています。なお、計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第241号 農地法第5条の許可申請について

[整理番号1番]

農地の所在は牧町の田1筆1,001㎡で、申請理由は太陽光発電施設の整備となっています。2月26日、原田委員、梅田推進委員、県担当職員2名、事務局、申請代理人で現地調査を実施し、自己所有農地を会社に貸付し、借り受けた会社が太陽光発電施設を整備するものであり、20年間の賃借計画となっています。太陽光発電施設はフェンスで囲い、雨水は地中浸透ですが、地中に暗渠排水を敷設し排水する計画となっています。今回の転用計画は隣接する農地もなく宅地が点在し、近隣農地への影響は少ないと判断しています。

農地区分について、農地の立地基準は第2種農地となっています。第2種農地の転用は、付近に第3種農地がない場合、原則許可相当となっており、立地基準に問題ないと判断しています。

転用の有効性については事業計画などから適正と判断され資力も問題なく、道路法や建築基準法での協議もなされており、周囲の農地について、営農上の影響はないと判断しています。

[整理番号2番、3番]

整理番号2番は細見町の畑1筆132㎡、3番は田1筆634㎡です。2、3番とも申請理由は健康教室用の建物及び駐車場となっています。2月26日、織田委員、甲斐推進委員、県担当職員2名、事務局、申請代理人で現地調査を実施し、駐車場と健康教室の建物を整備する計画です。

今回の申請地は、行徳地区や細見地区などで候補地を検討しましたが、道路に接し日当たりも良く、適地であることからこの申請地となり、隣接地との境界や道路管理者との協議、確認も済ませており、近隣農地への影響はないと判断しています。

農地区分について、農地の立地基準は第2種農地となっています。第2種農地の転用は、付近に第3種農地がない場合、原則許可相当となっており、立地基準に問題ないと判断しています。

転用の有効性については事業計画などから適正と判断され資力も問題なく、道路法や建築基準法での協議もなされており、周囲の農地について、営農上の影響はないと判断しています。

	<p>[整理番号4番]</p> <p>農地の所在は北方町の畑1筆559㎡で、申請理由は一般住宅建築となっています。2月26日、花畑委員、木村推進委員、県担当職員2名、事務局、申請代理人で現地調査を実施し、一般住宅を建設する計画で、申請地には、川水流地区の農業集落排水施設が整備されており、生活排水はこの排水施設に接続し、水道管も近くにあり住宅建設には支障ない場所です。申請地の付近には住宅や公民館などがあり、農地はほとんどなく、近隣農地への影響はないと判断しています。また、隣接地との境界や道路管理者との協議、確認も済ませております。</p> <p>農地区分について、農地の立地基準は北方総合支所から300m以内であることから第3種農地となり、第3種農地の転用は、許可となっていますので、立地基準に問題ないと判断しています。</p> <p>転用の有効性については事業計画などから適正と判断され資力も問題なく、道路法や建築基準法での協議もなされており、周囲の農地について、営農上の影響はないと判断しています</p> <p>議案第242号 非農地証明願いについて</p>
高橋委員	<p>[整理番号1番]</p> <p>農地の所在は上伊形町の畑2筆395㎡です。2月21日に私と松田委員、岩切推進委員の3名で現地調査を実施しました。現地は養豚畜舎の横で農地横に水路があって、大雨時には越水し農地に砂利が混入して現在は農地として利用できない状況です。この農地は、砂利等があり10年以上耕作放棄され現在に至っており、今後も農地として利用することは困難と判断しました。このようなことから雑種地と判断しました。</p>
甲斐委員	<p>[整理番号2番]</p> <p>農地の所在は、大貫町の畑1筆36㎡です。2月25日に私と佐藤純子委員、山田博敏推進委員の3名で現地調査を実施しました。この農地は10年以上耕作しておらず、竹林が茂り山林の様相となっており、農地に戻して利用することは困難な土地であると判断しました。このようなことから山林と判断しました。</p>
片伯部委員	<p>[整理番号3～15番]</p> <p>整理番号3から15番の農地の所在はすべて浜町の田で、合わせて27筆10,781.61㎡です。2月22日に私と牧野博文委員、田中昇推進委員の3名で現地調査を実施しました。これらの土地は、過去に市街化区域での農地転用の届出が出されていましたが、登記地目が田のままです。平成12年3月から店舗及びその駐車場として利用されており、今後も農地として利用することは無いと判断しました。このようなことから宅地と判断しました。</p>
事務局	<p>議案第243号 農地あっせん委員の指名について</p> <p>[整理番号1番]</p> <p>所在は北浦町の地目が田2筆6,604㎡で、売却希望であっせん申請がされています。申請に係る農地あっせん委員につきましては、委員番号7番 安藤重徳委員と黒田五司農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。</p>

議案第244号 農地利用最適化推進委員の辞任について

[整理番号1番]

岩切健農地利用最適化推進委員の辞任に係る報告  
(※個人情報につき掲載しません。)

【 報 告 】

報告事項について説明いたします。

報告第122号 農地法第4条の届出について

この報告は、自己所有農地の転用となっています。全部で2件の届出があり、田1筆の168㎡、畑1筆の149㎡、合計2筆317㎡の転用となっております。

報告第123号 農地法第5条の届出について

この報告は権利の移動を伴った農地転用です。全部で9件の届出があり、田9筆の3,443㎡、畑6筆の1,692㎡、合計15筆5,135㎡の転用となっております。

報告第124号 農地法第18条第6項の通知について

この報告は権利設定の合意解約分です。全部で4件の届出があり、田が9筆の5,604㎡となっています。

報告第125号 農地法第3条の3第1項の届出について

この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。全部で6件の届出があり、田30筆の23,014㎡、畑17筆の5,401㎡、合計47筆の28,415㎡となっています。  
この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。

【 協 議 】

協議41号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

[案件番号1番]

農地区域への編入理由としては、現在、沖田地区のほ場整備事業を進めていますが、当事業を進めるにあたり、農用地区域外の農地を含めて事業を進める必要があり、今回、1筆13㎡の編入申請として意見の聴取となっています。

沖田地区のほ場整備事業につきましては、県営事業により事業採択の申請を国に提出しており、令和2年4月に事業採択の予定となっています。

[案件番号2番]

農用地区域からの除外理由としては、申請地に水産加工施設及び干物乾燥場の整備計画があります。

この計画は、今回申請されています、29筆、約1haの農地に、水産加工施設約3,600㎡、干物乾燥場4,500㎡及び緑地帯などを整備する計画で、本施設の建設等について関係課等の協議がなされている状況となっています。

この農地は10年以上前から耕作がされていない状況ですが、基盤整備事業により整備された農地であるため、農用地区域外から除外された後は、第1種農地と判断され、農地転用の可能性については、申請地に国道を介して宅地が連なり、第1種農地の転用の例外規定である、集落接続と判断されることから、農地転用は可能であると判断しています。

協議42号 農用地利用配分計画（案）について

申請農地、田が18筆、19,910㎡について、出し手13名から受けて4名への配分計画（案）となっており、10年間の使用貸借権及び賃借権の権利設定となっています。申請農地について、受け手4名は、水稻、WCS、飼料用米を作付け予定であり、田での利用計画となっています。

以上。

次回定例農業委員会 3月27日（金）午前9時30分～  
本庁舎 2階 講堂

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      原 田 博 史

7 番      安 藤 重 徳

13 番      松 田 宗 史